筑西市公有財産管理システム構築等業務委託仕様書

１　業務名

筑西市公有財産管理システム構築等業務（以下「本業務」という。）

２　業務概要

本市の公共施設は、合併後も統廃合することなく引き継がれ、それらの多くは老朽化が進み、今後の維持管理・更新には大きな財政負担が予想されることから、公共施設等の情報を一元管理し、総量の適正化やライフサイクルコストの低減等を含む戦略的な施設経営を推進するための「公共施設等マネジメントシステム」の構築が必要となっている。

また、「今後の地方公会計の整備促進について（平成２６年５月２３日　総務大臣通知）」により、 固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、統一的な基準による財務書類等の作成が求められている。

このことから、固定資産台帳データを整備するとともに、公共施設等の全庁的な情報管理・共有、及び内部管理への活用が可能な「公共施設等マネジメントシステム」と、地方公会計の固定資産台帳と地方自治法の公有財産台帳を一元管理可能な「公会計管理台帳システム」とが、同一システム環境の基にデータ連携が可能な『公有財産管理システム』を構築するものとする。

３　委託期間

平成２７年４月１日から平成２８年３月２８日まで（平成２７年度１カ年事業）

４　対象施設

(1)　公共施設等の数

約4,000箇所（公共施設及び市有地数）　※　建物約1,100箇所、土地約2,900箇所

(2)　インフラ資産

約21,100箇所（道路、橋梁、上下水道等）

５　固定資産台帳データ整備業務の内容

固定資産台帳データ整備業務にあたっては、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成26年４月／総務省」及びこれに基づく「財務書類作成要領（平成26年９月／総務省）」、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（平成26年９月／総務省）」その他の手引書（以下「報告書等」という。）に準じて行うこと。

(1) 土地・建物等台帳の整備

報告書等に基づく統一基準モデル（以下「統一基準モデル」という。）に対応した土地・建物等台帳を整備すること。

(2) 土地・建物等の公正価値評価

統一基準モデルに対応した土地・建物等の公正価値評価を行うこと。

※（1)(2）関し、公共施設（建物）約1,100箇所及び当該公共施設の土地については、市において平成２６年度中に統一基準モデルに準じた台帳の整備並びに公正価値評価を行う予定であり、当該データを使用することができるものとする。

(3) 工作物等の固定資産台帳データ整備支援

公会計管理台帳システムを構築するにあたり、土地・建物等以外の工作物等の固定資産台帳データ整備に係わる、棚卸及び評価の実務指導を行うものとする。なお、資産の詳細は次のとおり。

① 工作物

道路、農道、林道、橋りょう、トンネル、公園施設、水門・樋門、池沼、河川、水路、プール、防火水槽、その他工作物

※ 道路台帳、道路現況台帳等については、市において平成２７年度中に現在の紙台帳をデータベース化する予定であり、当該台帳データを使用することができるものとする。

② 機械器具

ポンプ施設、ごみ焼却設備、機械及び装置

③ 物品

備品、車両

④ 無形固定資産

用益物権、無体財産権、ソフトウェア、その他の無形固定資産

⑤ 金融資産

有価証券、出資による権利、基金

⑥ その他

貸付・借受資産、未利用・売却可能資産、リース資産、建設仮勘定等の台帳

(4) 資本的支出と修繕費の区分

報告書等に準じて、資本的支出と修繕費の区分を定め、「資本的支出と修繕費区分表」を作成するものとする。また、資本的支出とされた資産は、過去の会計伝票等の関連資料を基に、可能な限り調査し、「資本的支出資産一覧表」として取りまとめるものとする。なお、調査にあたっては、調査手法を定めて行うものとする。

6 公有財産管理システム構築業務の内容

(1) 公共施設等マネジメントシステムの構築

① 公共施設等マネジメントシステムの概要

(ｱ) 公共施設等マネジメントシステムの構成

公共施設等マネジメントシステムは、既存の庁内ネットワークと端末パソコンによるオンラインシステムとし、端末パソコンにアプリケーションをインストールしないＷＥＢ形態のシステムとする。

(ｲ) 公共施設等マネジメントシステムの動作環境

〔サーバ〕

対応OS：Windows Server 2012以降

Webサーバ：Apache Tomcat等

DBMS：PostgreSQL等

①無停電電源装置を設置すること。

②サーバの電源投入や切断、バックアップ処理などは自動処理できること。

③データバックアップを行い、障害が起きた場合は、サーバ稼働中であっても迅速・確実に復旧できるような方策を講じておくこと。

〔クライアント〕

対応OS：Windows vista以降

ブラウザ：Internet Explorer8.0以降 ＊Microsoft Excel必須

なお、ブラウザのバージョンアップにも無償で対応できること。

(ｳ) ライセンスの要件

庁内ネットワークを利用して接続する全ての端末から閲覧・更新等が可能な状態であり、ライセンス数は無制限とする。

(ｴ) 公共施設等マネジメントシステムの主な機能

ストック・コスト・サービス・メンテナンス等の情報を専用機能から入力・更新・管理が行えるほか、分析や評価に必要となる一覧表・集計表・グラフ・施設カルテ等の作成、内部管理資料の作成、写真・図面等のファイリング等が行え、公共施設等情報の「見える化」により、公共施設の効率化・適正化が図れ、公共施設等マネジメントの継続的な運用ツールとして活用できること。

また、ＧＩＳ機能による地図情報とのデータ連携が図れること。

③ 公共施設等マネジメントシステムの機能要件

様式７「システム機能要件〔公共施設等マネジメントシステム〕」による。

④ 公共施設等マネジメントシステム設置等

(ｱ) インストール・セットアップ

システムのインストール及びデータのセットアップは、次のとおりとする。

・インストール：公共施設等マネジメントシステム

・各種パラメータ設定

・セットアップ

DB環境：テーブル構築

マスタ：業務マスタ、システムマスタ、ユーザ設定トランザクションデータ、シーケンス調整

(ｲ) マスタ等設定確認

(ｳ) 公共施設等マネジメントシステム動作確認

⑤　操作説明会の実施（2回）

⑥　保守サポート

システムの保守サポートについては、導入初年度（平成２７年度）は無償補償期間とし、翌年度から保守サポート期間に入るものとする。契約方式は年間定額契約とし、料金は別途定めるものとする。

(2) 公会計管理台帳システムの構築

① 公会計管理台帳システムの概要

(ｱ) 公会計管理台帳システムの構成

公会計管理台帳システムは、既存の庁内ネットワークと端末パソコンによるオンラインシステムとし、端末パソコンにアプリケーションをインストールしないＷＥＢ形態のシステムとする。

(ｲ) 公会計管理台帳システムの動作環境

〔サーバ〕

対応OS：Windows Server 2012以降

Webサーバ：Apache Tomcat等

DBMS：PostgreSQL等

①無停電電源装置を設置すること。

②サーバの電源投入や切断、バックアップ処理などは自動処理できること。

③データバックアップを行い、障害が起きた場合は、サーバ稼働中であっても迅速・確実に復旧できるような方策を講じておくこと。

〔クライアント〕

対応OS：Windows vista以降

ブラウザ：Internet Explorer8.0以降 ＊Microsoft Excel必須

なお、ブラウザのバージョンアップにも無償で対応できること。

(ｳ) ライセンスの要件

庁内ネットワークを利用して接続する全ての端末から閲覧・更新等が可能な状態であり、ライセンス数は無制限とする。

(ｴ) 公会計管理台帳システムの主な機能

・土地、建物、工作物、機械器具、物品、用益物権等の有形・無形固定資産、及び金融資産の全てを網羅した公会計管理台帳の一元管理が行えること。

・各種管理台帳として、公会計において必要な「未利用・売却可能資産管理」「建物附属設備管理」「修繕管理」「リース資産管理」「棚卸資産管理」「建設仮勘定」、及

び「公有財産決算処理」「複合施設管理」「貸付・使用・借受管理」「車両管理」を公会計管理台帳と従属して管理が行えること。

・ＧＩＳ機能により、地図情報と連携したデータベースとしての各種機能を有すること。

(ｵ) 公会計管理台帳システムの将来拡張

報告書等に基づく地方公会計の統一基準の改訂等に無償で対応するものとする。なお、総務省から無償提供予定である「複式仕訳変換システム」と併用した運用が行える「固定資産台帳・公有財産台帳一元化システム」として対応すること。

② 公会計管理台帳システムの機能要件

様式７「システム機能要件〔公会計管理台帳システム〕」による。

③ データ移行

(ｱ) データ移行

本市が所有する公有財産台帳データ、固定資産台帳データ等を基に、公会計管理台帳システムへデータを移行するものとする。これに必要な移行データは次のとおりとし、使用保管に際しては破損、紛失等が無いよう責任をもって取り扱い、指定期日までに返納するものとする。

・公有財産台帳(土地・建物)データ
・備品台帳データ
・車両台帳データ
・工作物台帳データ
・機械器具台帳データ
・その他市が指定するデータ

(ｲ) データ移行計画書の作成

データ移行を行うにあたっては、次の事項を定めた「データ移行計画書」を作成し、本市の了解を得るものとする。なお、データ項目について、データ項目の過不足や取込み等に問題が生じる場合は、本市と協議のうえ定めるものとする。

・データ移行手順
・データ移行ツール
・データ検証方法
・制限事項等

⑥ 公会計管理台帳システム設置等

(ｱ) インストール・セットアップ

システムのインストール及びデータのセットアップは、次のとおりとする。

・インストール：公会計管理台帳システム
・各種パラメータ設定
・セットアップ

DB環境：テーブル構築(SQL実行)

マスタ：業務マスタ、システムマスタ、ユーザ設定トランザクションデータ、シーケンス調整

(ｲ) マスタ等設定確認

(ｳ) 公会計管理台帳システム動作確認

⑦ 操作説明会の実施（2回）

⑧ 保守サポート

システムの保守サポートについては、導入初年度（平成２７年度）は無償補償期間とし、翌年度から保守サポート期間に入るものとする。契約方式は年間定額契約とし、料金は別途定めるものとする。

(3) データ連携

「公共施設等マネジメントシステム」と「公会計管理台帳システム」は、同一システム環境の基にデータ連携を行い、データ入力の効率化や正確性の向上を図るものとする。なお、資産の一元管理を目的としたデータ連携イメージは次のとおり。

【データ連携イメージ】

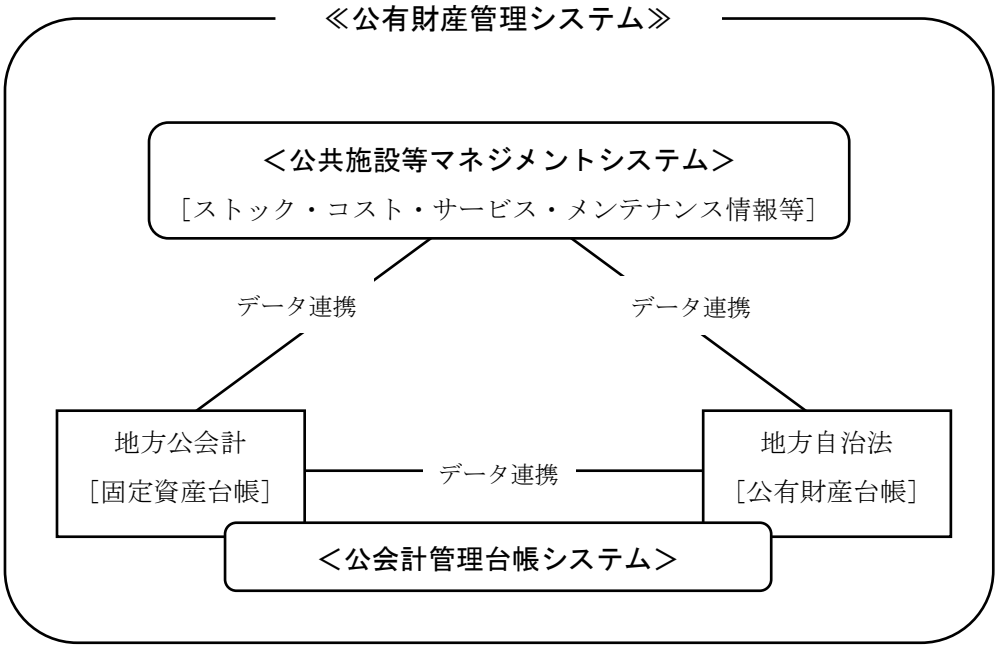

(4) ハードウェア等の調達

ハードウェア等の調達は、次のとおりとする。なお、システムを利用するクライアントは本市所有のものとする。

① サーバ

(ｱ) サーバ（国産製）は処理性能及び設置場所を考慮し、必要な台数を提供すること。また、サーバの接続については、庁内ネットワーク網に接続すること。なお、同時利用ライセンス数は、最大６０ライセンスを想定している。

(ｲ) ＯＳがブート可能なＤＶＤ－ＲＯＭ又はＣＤ－ＲＯＭドライブ装置を有すること。
(ｳ) サーバの筐体は、本市サーバ室の１９インチラックに収納すること。
(ｴ) アクセスが集中してもサーバーパフォーマンスが低下しないよう考慮すること。
(ｵ) ＣＰＵ、主記憶容量は、業務プログラムがストレス無く稼動する性能を満たすこと。
(ｶ) 磁気ディスク装置は、ホットスワップ可能なRAID1，RAID5又はRAID6構成とすること。
(ｷ) 磁気ディスク装置は、５年後に必要となるディスク容量を予測し、バックアップを含めデータ収納が可能な容量を備えていること。なお、RAIDのほか外付けバックアップ装置を備えること。
(ｸ) コンソールは、本体に接続又はネットワークを介して使用できること。
(ｹ) 通信速度１Gbps以上のネットワークインターフェースを２ポート以上備えること。また、ネットワークプロトコルとしてTCP/IPを使用してネットワーク機器に接続すること。
(ｺ) 省スペース、省電力に考慮した構成とすること。
(ｻ) 必要に応じ、DBMS(データベースソフトウェア)等のミドルウェアを提供すること。
(ｼ) サーバには、本市の指定するウイルス対策ソフトウエアを導入すること。
(ｽ) ネットワーク管理者の指示により、受託者がハードウェア等をセットアップすること。

② バックアップ装置等

(ｱ) ディスクの内容を最低１日１回、設定した時間に人手を介さずに自動的にバックアップできること。
(ｲ) 瞬断及び予定していない停電時にシステムを自動的にシャットダウンさせるＵＰＳを有すること。

③ ハードウェア保守

ハードウェアの保守については、５年間のオンサイト保守サービスを含むこと。

※リモートによる保守を行う場合には、筑西市が用意するリモートメンテナンス回線を利用すること。ただし、回線にアクセスするための費用については、受託者が負担すること。

7　その他の留意事項

(1) 業務遂行基準

本業務を遂行するにあたり、受託者は、専門的知識を有する主任技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する技術者を配置するものとする。なお、公認会計士及び税理士並びに認定ファシリティマネジャーの有資格者を配置するか、又は当該有資格者と連携して本業務を遂行できる体制を整備するものとする。

(2) 提出書類

本業務の着手に先立ち、受託者は速やかに次の書類を本市に提出し、その承認を得るものとする。

① 業務着手届
② 業務実施計画書
③ 業務工程表
④ 主任技術者の選任届
⑤ その他本市が指示する関係書類

(3) システムのプログラムに関する権利

システムにおけるプログラムの権利等については、次のとおりとする。

① 著作権は開発元に帰属するものとする。
② システムのプログラムは、受託者から「ソフトウェアパッケージ」として、本市に対し提供するものとする。
③ 開発元は、本市がこのシステムを破棄するまでの間、その使用権を承認するものとする。
④ 本市が別途拡張機能等を追加する場合には、開発元の承諾を受けるものとする。

(4) 禁止行為

① システムの導入にあたり、禁止事項を定め本市及び受託者はこれを行ってはならないものとする。ただし、特に必要が生じ書面により通知の上で本市及び受託者協議の上合意を得た場合は、この限りではない。
② 前項に規定する本市の禁止事項は、次のとおりとする。
(ｱ) システムの他への譲渡及び使用許諾
(ｲ) システムの取扱説明書の複製
(ｳ) システムの機密又は知識の漏洩
(ｴ) システムの転貸
(ｵ) プログラムの改変等
③ 前項に規定する受託者の禁止事項は、次のとおりとする。
システムを納入するにあたり知り得た本市の一切の情報について、第三者に漏洩してはならない。
④ 前②③項の各号の行為を無断で行い損害を与えた場合は、与えた損害の範囲内で賠償の義務を負うものとする。

(5) 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、本市の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

(6) 疑義について

諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度本市及び受託者協議の上、受託者は本市の指示に従い業務を遂行するものとする。

(7) 成果品の検査

受託者は、本業務が完了したときは、遅延なく成果品を業務完了届とともに本市に提出し、成果品については、主任技術者立会いの上本市の検査員による検査を受けるものとする。

(8) 機密保持

本業務において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本業務の目的以外に使用し、若しくは第三者に開示し、又は漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

8 成果品

本業務における主な納入成果品は、次のとおりとする。

①	公共施設マネジメントシステム	１式
②	公会計管理台帳システム	１式
③	システム操作マニュアル	２部
④	ハードウェア等	１式
⑤	①②③の電子データ（CD-R等）	１式

9 システム更新時のデータ移行

本システムで使用していたデータは、市に帰属するものとし、システム更新の際には、新システムに移行できる形式で市に無償で提供するものとする。

また、移行データレイアウト及びコード表を開示するものとする。